

基本目標 2

いつまでも健やかに過ごせるまち

【福祉・健康・人権】

- | | | |
|-----|---|------|
| 施策1 | 子どもを産み、育てやすいまちをつくる | <7> |
| 施策2 | 仕事と子育てが両立でき、子どもを持つことを社会全体で応援する | <8> |
| 施策3 | みんなで支え合い、助け合える環境をつくる | <9> |
| 施策4 | 高齢者が生涯現役で活躍できるまちをつくる | <10> |
| 施策5 | 障がいの有無にかかわらず、社会参加できる環境を整える | <11> |
| 施策6 | 社会保障制度を適正に運用する | <12> |
| 施策7 | 一人ひとりのライフサイクルに応じた健康づくりを進める | <13> |
| 施策8 | さらに充実した医療体制を構築する | <14> |
| 施策9 | だれもが認め合い、理解し合い、
協力し合える人権尊重のまちづくりを進める | <15> |

2-1 子どもを産み、育てる喜びを実感できるまちをつくる

施策1 子どもを産み、育てやすいまちをつくる

<7>

目指すべき姿

子どもを産み育てたいと願うすべての親たちが、地域の中で安心して子どもを産み、希望と喜びを感じながら子育てに励み、倉吉市の未来を切り拓く子どもたちがすくすくと健やかに育っています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市の合計特殊出生率^{注1)}は、平成15年までは鳥取県とおおむね同程度の水準で推移していましたが、近年は県を上回る高い水準^{注2)}を堅持しており、県内市町村の中でも子どもを産み育てやすい環境にあると考えられます。一方、倉吉市でも、核家族化の進行や地域社会における関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。
- ◆ 倉吉市の子育て環境について、市民意識調査の中で「子育てに不安を感じている」と答えた市民の割合は、平成18年度の55.2%から平成21年度の52.4%に減少しており、子育て支援に関するこれまでの施策の実施効果が徐々に現れていますが、子育て支援へのニーズや期待は未だ高いものがあります。
- ◆ 倉吉市では、平成21年度に「一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念とする「倉吉市次世代育成支援行動計画後期計画（計画期間：平成22年度～26年度）」を策定し、子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援などに取り組んでいます。
- ◆ 次代を担う子どもたちが健やかに育っていく上で、乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、この間の子どもたちの成長の場となる保育所、幼稚園の果たす役割は非常に大きいといえます。また、現在、国では、保育所と幼稚園の機能を併せ持つこども園など「幼保一元化」の検討が進められています。
- ◆ 全国的に児童虐待が増加し続ける中、市内4ヶ所の子育て支援センターの整備や、同センターと保健センターや保育所、幼稚園、学校など、保健・医療・福祉・教育の連携により、子育て家庭に対するさまざまな支援を進めてきた結果、倉吉市の乳幼児虐待件数は、平成16年度の5件から平成21年度の2件まで減少しています。
- ◆ 地域の中で、より安心して子どもを産み、健やかに育てられる地域づくりに向け、今後も引き続き、関係機関の連携や地域住民との協働を進めることによって、子育て家庭の育児不安の解消を図るとともに、児童虐待の予防対策や早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

注1) 合計特殊出生率

女性の年齢別出生率を15歳から49歳まで合計した値であり、通常はある年の年齢別出生率を合計して算出。人口が自然減とならないためには、一般的に2.08程度以上が必要。

注2) 倉吉市と鳥取県の合計特殊出生率

倉吉市と鳥取県の合計特殊出生率は、平成15年が市1.50、県1.53であったのに対し、平成16年以降は一貫して倉吉市が上回り、平成20年は市1.66、県1.43でその差は拡大傾向にある。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
子育てを支援する環境の整備	子育ての不安の解消や負担軽減を図るため、情報提供・相談体制の充実や、ニーズに応じた子育て支援サービスの提供を進めます。あわせて、子育て家庭に対する地域住民による見守りや協力など、地域の中で子育てできる環境づくりを進めるとともに、特に乳幼児期において、自尊感情を育て、豊かな人間関係を育む基礎を培う環境の充実を図ります。
親としての基本的事項の習得のための支援	子どもへの声かけや接し方など、子どもに関わる基本的な知識や技術を習得するための情報提供や実践的な研修の機会を提供するとともに、家庭訪問等により個別の状況に応じた支援などを進めます。また、家庭や地域で、子育ての経験や多様な人間関係を親の世代から子の世代に伝えていけるよう、多世代同居や地域住民による活動などへの支援を行います。
母性や子どもの健康の確保と増進の支援	疾病の予防と早期発見により、母性の健康が確保され、子どもが健やかに成長できるよう、訪問指導や健康診査などを進めます。
特別な支援や配慮を要する子どもや家庭への支援	要保護児童等を早期に発見し、早期に対応するため、相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関等と連携し、予防対策及び支援対策を進めます。また、障がいのある子どもなど特別に支援や配慮の必要な子どもや家庭に対し、地域の医療機関など関係機関等と連携して、支援体制の充実を図ります。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成27年)
子育てに不安を持っている市民の割合【%】	中学校修了前の子どもを養育している市民のうち、「子育てに不安を感じている」と回答した市民の割合	52.4% (平成22年度)	50.0%
子育て支援センターの利用者数【人】	市内にある子育て支援センターの延べ利用者数	19,149人 (平成21年度)	19,000人
乳幼児虐待人数【人】	児童相談所で虐待と認定された乳幼児の人数	2人 (平成21年度)	0人



<子育て支援センターでの離乳食づくり>

施策2 仕事と子育てが両立でき、子どもを持つことを社会全体で 応援する <8>

目指すべき姿

多様な家庭環境や職場環境に置かれた親たちが、さまざまな子育てサービス等を利用しながら、子どもの安全・安心な生活環境を確保し、仕事と子育てや生活と調和の取れた働き方（ワークライフバランス）を実現させています。また、多くの独身男女が結婚に前向きに取り組み、新たな家庭を持ち、子どもを産み育てる親たちが増えています。

現状と課題

- ◆ 現在、倉吉市内には 24 ヶ所の認可保育所^{注1)}があります。近年の入所児童数は、定員未滿で推移しており、認可保育所を利用できない待機児童数は、平成 22 年 4 月現在 0 人となっています。また、放課後児童クラブ^{注2)}は 15 ヶ所であり、近年の登録児童数は定員未滿で推移しているものの、定員を超過傾向にある施設も見受けられます。
- ◆ 市民意識調査の中で、「子育てと仕事が両立しやすい環境が整っている」と答えた市民の割合は、平成 18 年度の 25.0%から平成 22 年度の 40.5%に大きく改善しており、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実とあわせ、職場環境の改善が図られてきていると考えられます。
- ◆ しかし、女性の社会進出が進む中、乳幼児を育てている割合が高いと考えられる 20 歳代や、職場の中核的な人材が数多く含まれている 40 歳代では、「子育てと仕事が両立しやすい環境が整っていない」と回答する割合が半数を超えています。
- ◆ このため、ニーズに合わせた対策の検討が必要であるとともに、職場環境の改善など、社会全体で子育てを支援することが必要であると考えられます。
- ◆ また、全国的な傾向と同様に、倉吉市でも少子化が進み、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況が続いています。多くの独身男女が、家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思う気持ちを醸成するとともに、男女の出会いの機会を提供していく必要があります。

注 1) 認可保育所

児童福祉法に基づき、鳥取県が設置を認可した保育所。

注 2) 放課後児童クラブ

児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未滿の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童センターや児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

◆ 今後の取組方針

取組方針	主な内容
仕事と家庭（子育て）の両立支援	男女がともに仕事と育児を両立でき、仕事と生活の調和の取れた働き方（ワークライフバランス）ができるよう、関係機関と連携して啓発し、市民や事業所の理解や協力を進めるよう求めていきます。
保育サービス・学童サービス等の充実	子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに応じた保育サービスや、放課後の児童を対象とする学童サービスなどの充実を図ります。
出会い・結び合いの支援	多くの独身男女が結婚して家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思う気持ちを醸成するため、結婚のきっかけとなる出会いの場や情報の提供を充実させます。

◆ 成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
子育てと仕事が両立できる環境が整っていると思う市民の割合【%】	中学校修了前の子どもを養育している市民のうち、「倉吉市は子育てと仕事が両立しやすい環境が整っている」と回答した市民の割合	40.5% (平成 22 年度)	45.0%
待機児童数【人】	保育所の待機児童数	0人 (平成 22 年度)	0人
出生数【人】	過去 1 年間に誕生した新生児の数	423 人 (平成 21 年)	382 人



2-2 自分らしくいきいきと過ごせるまちをつくる

施策3 みんなで支え合い、助け合える環境をつくる

<9>

目指すべき姿

少子高齢化の進行に伴い、介護や子育てなど福祉サービスに対する多様なニーズが増大する中、さまざまな生活の課題に対し、自分でできることは自分で行うとともに、住民同士がお互いに支え合い、地域全体で助け合うことで、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしています。

現状と課題

- ◆ 現在、世界にも類を見ないスピードで少子高齢化が進行している日本では、関連する社会保障制度の整備・見直しが進められているほか、児童・高齢者等の社会的弱者に対する虐待防止や発達障がい者への支援など、福祉分野での新たな課題に対する取組も極めて重要なまちづくりのテーマとなっています。
- ◆ 本格的な人口減少時代に突入した国内では、少子化対策として子育て支援に対するニーズが拡大するとともに、急速な高齢化に伴って、今後、介護などの福祉サービスに対する需要が大きく増加することが見込まれています。
- ◆ しかし、これまで日本の経済社会システムを支えてきた現役世代ともいえる、生産年齢人口の減少によって、これらのニーズや需要に公的なサービスだけで対応することは、今後ますます困難さを増していくと予想されます。
- ◆ 近年、倉吉市でも、核家族化の進行、高齢者のみの世帯や共働き家庭の増加などにより、家庭の中や地域で支え合う力が低下してきていると考えられます。このような状況下、本市では倉吉市社会福祉協議会^{注1)}が中心となり、民生委員や児童委員などとの連携・協力のもと、多様化・複雑化する生活課題の解決に向け、さまざまな地域福祉活動を展開しています。
- ◆ 今後も引き続き、子どもから高齢者に至るまで、障がいの有無などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりの力（自助）と住民同士が支え合う力（共助）を向上させるとともに、公的なサービス（公助）も含めた関係者間の連携と適切な役割分担に基づき、支援を必要とする人たちを地域全体で支え合っていくことが求められています。

注1) 倉吉市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、民間非営利組織として設立された社会福祉法人。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
地域や市民が主体となった地域福祉体制の整備	地域に住む人たちが自分たちの地域を支え合う体制をしっかりと整えるため、地域福祉の中心的担い手である倉吉市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と市民・行政が連携しながら、ボランティアセンターを核に、地域福祉を支える各種ボランティア団体の育成とネットワーク化を進めます。
判断能力が不十分な要支援者の権利擁護の推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な市民の権利を適切に擁護するため、成年後見制度 ^{注2)} や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び地域包括支援センターが行う権利擁護事業などの取組を連携して進めます。

注2) 成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成27年)
地域の中で支え合い・助け合える関係ができていると思う市民の割合【%】	「地域の中で、他人同士がお互いに支え合い・助け合える関係ができている」と回答した市民の割合	—	↑
ボランティア活動をしている市民の数【件】	倉吉市社会福祉協議会にボランティア登録している個人とグループの合計数	2,122件 (平成22年)	2,747件
ボランティアセンター主催の講座・研修会に参加した市民の数【人】	倉吉市ボランティアセンターが開催している講座・研修会に参加した市民の数	364人 (平成21年度)	500人
ボランティアグループの活動に参加している市民の数【人】	倉吉市ボランティア連絡協議会に加入しているボランティアグループの会員数(※合計)	213人 (平成20年度)	270人

施策4 高齢者が生涯現役で活躍できるまちをつくる

<10>

目指すべき姿

高齢者一人ひとりが地域社会の一員として、その知識や経験を活かした社会貢献活動に積極的に取り組みながら、住み慣れた地域や家庭の中で、いきいきと充実した毎日を送っています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市においても、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は年々増加を続け、平成22年1月1日現在で27.0%に達しています。すでに市民の4人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎えていますが、今後さらにその割合の上昇が見込まれており、平成26年には30.5%と市民の3割以上が高齢者になると予測されています。
- ◆ 現在、元気な高齢者は、老人クラブや趣味のサークル活動、公民館活動などに比較的活発に取り組んでいる一方、今後、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、家庭における介護力が低下していくことが大いに懸念されます。
- ◆ 市内の要介護・要支援認定者数は、平成18年度の制度改正以降、ほぼ横ばいで推移しているものの、全体的に要介護・要支援の状態が重度化する傾向にあります。
- ◆ 倉吉市では、市内5ヶ所に設置した地域包括支援センターを核として、介護・福祉・保健の専門職員により、高齢者のさまざまな相談に対し、地域に密着した総合的な対応を進めています。
- ◆ 今後、元気な高齢者については、自立的に地域社会に貢献する活動や健康の維持につながる活動を活発化させ、より多くの人々が介護や支援を必要とせずに、生涯現役としていきいきと暮らしたいけるようにすることが求められています。また、介護や支援を必要とする高齢者に対しては、住み慣れた地域や家庭の中で、より安心して暮らし続けられるよう、適切に介護サービスを確保することが必要です。



<ホッといきいき教室の参加者の様子>



<敬老会参加者の様子（上灘地区）>

今後の取組方針

取組方針	主な内容
高齢者の自立的な社会参加の促進	高齢者が地域や社会で活躍する場を持ち、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア団体や地域団体との連携・協力のもと、社会参加や世代間交流、就業機会の提供を進めます。
高齢者の身体能力の維持	高齢者ができる限り要介護・要支援状態にならず、自主的に身体能力の維持に取り組むことができるよう、健康相談や介護予防に関する技術的な支援を進めます。
介護サービス基盤の整備と質的向上	要介護・要支援の状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭の中で、自立して生活できるよう、介護に必要なサービス量を適切に確保するとともに、高齢者にとってより身近な地域で提供される地域密着型サービスの充実を進めます。
地域生活支援体制の整備	高齢者が家庭の中でより安心して生活できるよう、地域包括支援センターを核に、福祉サービスや保健サービス、医療サービスなどの関係機関との連携による包括的な地域生活の支援体制づくりを進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
高齢期も安心して暮らせるまちと思う市民の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、「倉吉市は高齢期になっても、安心して暮らせるまちだと思う」と回答した市民の割合	—	↑
過去 1 年間に社会貢献活動に参加した高齢者の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、「過去 1 年間にボランティアなどの社会貢献活動に参加したことがある」と回答した市民の割合	—	↑
要介護・要支援認定となった市民の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けた市民が占める割合	19.1% (平成 21 年度)	21.8%

施策5 障がいの有無にかかわらず、社会参加できる環境を整える

<11>

目指すべき姿

障がいがある人もない人も同様に、住み慣れた地域の中で、お互いの個性と人格を尊重し合いながら、自らの能力や経験を活かし、生きがいを持ち自立して暮らしているまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 近年、倉吉市に住む障がいのある人の数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、障がいのある人の雇用率は、平成 17 年度の 6.5%から平成 21 年度の 9.2%に増加しており、働く意欲と能力を持った障がいのある人の社会参加は徐々に進んできていますが、まだ十分な水準にあるとはいえません。
- ◆ 平成 18 年度に施行された障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3つの障がいを一元化し、共通の福祉サービスを提供することが目的とされていました。しかし、従前の応能負担から応益負担への移行に伴い、障がいのある人の経済的な負担が急増するなどの問題が顕在化したことにより、現在、同法の廃止と、サービスの利用者負担を応能負担とする「(仮称) 障害者総合福祉法」が制定されることが決まっています。
- ◆ 障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、適切な情報提供のほか、マネジメントできる相談支援体制の整備が重要といえます。現在、本市では、倉吉市障がい者地域生活支援センターが中心となり、障がいのある方々に対する各種支援に取り組んでいます。
- ◆ 市民意識調査によると、「障がいのある人が身近に普通に生活することが当たり前だと思う」市民の比率は、平成 18 年度の 79.9%から平成 22 年度の 80.7%と、微増にとどまっている状況にあります。
- ◆ 障がいのある人が、地域の中で自立して生活していくためには、各種サービスの提供による日常生活への支援、ライフステージに応じた就学・就労への支援が不可欠といえます。
- ◆ 今後、国の制度改正に適切に対応しながら、保健・医療・福祉・教育・労働など関係者間の連携・協力のもと、生涯を通じ継続した支援が行える体制づくりを進めるとともに、障がいのある人に対する誤解や偏見を無くし、不利益を被らないよう、障がいに対する正しい理解を促進することが求められています。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
在宅生活への支援	障がいのある人が住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅生活を支えるために必要な相談支援と、適切なサービス提供などを進めるとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。
精神的自立への支援	障がいのある人の精神面での自立（自己決定）を支援するため、年少時からの適切な療育・教育を進めます。あわせて、適切な理解や判断に基づく自己決定ができるよう、権利擁護や成年後見制度などの情報を提供します。
社会参加への支援	障がいのある人の就労や地域活動への参加を支援するため、就労などの機会の確保と、就労前教育の充実を進めるとともに、当事者団体やグループの活動への支援に取り組みます。
介助者の負担軽減	障がいのある人を介助する家族などの経済的・精神的・肉体的負担を軽減するため、相談・情報提供体制などの充実を進めるとともに、必要な支援サービスの質と量を適切に確保します。
障がいのある人とともに暮らす意識の啓発	障がいや障がいのある人に対する正しい理解と支援を促すため、地域住民をはじめ障がいの当事者、家族、関係者などへの研修や啓発活動を進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
仕事をしている障がい者の割合【%】	障害者手帳を持っている市民のうち、就労している人の割合	9.2% (平成 21 年度)	11.4%
在宅で生活ができている障がい者の割合【%】	65 歳未満の身体・知的・精神障がい者数（身体 1 級を除く）のうち在宅で生活できている人数の割合	75.2% (平成 21 年度)	86.0%
障がい者に対する市民の理解度【%】	「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」と回答した市民の割合	80.7% (平成 22 年度)	84.5%



施策6 社会保障制度を適正に運用する

<12>

目指すべき姿

失業や病気、高齢などの理由から、個人の力だけでは対応できない生活上の問題が発生した場合でも、乳幼児から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険制度は、相互扶助の精神に基づく地域医療制度であり、人々の病気やケガなどに対する医療を適切に確保し続ける上で、極めて重要な日本の社会保障制度の柱の1つとなっています。
- ◆ 75歳以上の高齢者と65～74歳までの一定の障がいを持っている高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度は、県内では鳥取県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県全体で制度の運用がなされています。
- ◆ 倉吉市が保険者である国民健康保険は、1人当りに要する医療費が増加傾向にあることから、医療給付費が年々伸び続けていますが、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、財源の確保が厳しくなっています。
- ◆ このため、現在、国民健康保険特別会計は実質単年度赤字の状況が続いています。これまでは、国民健康保険財政調整基金からの補てんで財源を確保してきましたが、所得の少ない市民の加入割合や滞納者の増加などに伴い、将来に向け財政状況がより厳しくなることが予想されます。
- ◆ 全国的な傾向と同様に、倉吉市でも生活に困窮し生活保護を受けている人は、景気の低迷による就労機会の減少や高齢者の増加などを背景として、年々増え続けています。
- ◆ 今後、健全で安定的な国民健康保険制度としていくためには、医療費の一層の抑制に取り組むとともに、積極的な滞納者対策や実態に応じた保険料の見直しなどに取り組むことが求められています。
- ◆ 生活保護受給者について、個々の状況に応じた自立更生を積極的に支援する必要があります。

今後の取組方針

取組方針	主な内容
医療保険制度の安定的な運用	国民健康保険制度の健全で安定的な運用を図るため、被保険者に対する制度の趣旨の理解徹底を図るとともに、医療費の抑制や滞納者対策の強化、定期的な保険料の見直しを進めます。
生活保護の適正な給付	生活保護制度を適正に運用するため、生活困窮者の実態の把握に努めるとともに、生活保護受給者に加え、受給に至る前の生活困窮者に対しても適切な助言・指導を進めます。
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が的確に自立できるよう、就労可能な人については、本人の状況に応じた就労支援を進めます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
国民健康保険事業特別会計の実質単年度収支【千円】	単年度収支に、事業財政調整基金への積立金を加え、事業財政調整基金の取崩し額を差し引いた額の3年度間平均額	▲177,533 千円 (平成 21 年度)	0千円
国民健康保険の被保険者1人当りの医療費【円】	国民健康保険被保険者の医療費総額を平均被保険者数で除した値	300,148 円 (平成 21 年度)	338,015 円
生活困窮者の自立更生率【%】	生活保護の受給世帯のうち、自立更生した世帯数の割合	3.7% (平成 21 年度)	4.0%
就労している生活困窮者の割合【%】	就労可能な生活困窮者のうち、実際に働いている人が占める割合	41.6% (平成 21 年度)	50.0%

2-3 だれもが健康で安心して暮らせるまちをつくる

施策7 一人ひとりのライフサイクルに応じた健康づくりを進める

<13>

目指すべき姿

市民一人ひとりがライフステージ^{注1)}やライフスタイル^{注2)}に応じて、自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組み、だれもが生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を送っています。

注1) ライフステージ

人の年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

注2) ライフスタイル

生活の様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

現状と課題

- ◆日本の平均寿命が、世界でも最高の水準に達している中、市民一人ひとりが自らの心身の健康状態に高い関心を持ち、疾病の早期発見・早期治療に取り組み、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしていくことが求められています。
- ◆あわせて、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組むことによって、健康の保持・増進に自らの責任をしっかりと果たすことも極めて重要といえます。
- ◆倉吉市では、市民の健康づくりの推進として、「食生活を見直す」、「運動習慣を身に付ける」、「健康管理ができるようになる」をその要素に取組を進めています。具体的には、食育を基本とした正しい食生活の啓発や「くらし元気体操」の普及促進、さらには乳幼児から高齢者までの各種健康診査の実施と健康相談、健康教育などの保健指導を実施しています。
- ◆今後は、疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、乳幼児から高齢者までの各種健康診査、予防接種などの受診率・接種率の向上に、より積極的に取り組むことが求められています。あわせて、市民に対して健康に関する正しい知識を普及徹底するとともに、健康管理の重要性について意識の向上を促進する必要があります。

◆ 今後の取組方針

取組方針	主な内容
健康づくりの促進	健康への関心を高め、健康づくりに取り組んでもらうため、地域で活動している食生活改善推進員を中心に、望ましい食習慣の確立・定着の普及啓発や実践に努めるとともに、運動習慣の定着に向けては「くらし元気体操」の普及実践に取り組めます。
健康管理の促進	疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、地域の健康づくり推進員などを通じた啓発活動にも取り組みながら、各種健康診査の受診や予防接種を促進します。あわせて、適切に健康管理ができるよう、健康相談や健康教育、訪問指導などの保健指導に取り組めます。
新型コロナウイルス対策の推進	予期しない新型コロナウイルスが発生した場合でも、的確かつ迅速に対応できるよう、日常的な関連情報の収集に努めるとともに、医療機関などと連携・協力し、発生時を想定した体制の整備や対策を進めます。

◆ 成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
自分自身が健康であると思う市民の割合【%】	「自分自身が心身共に健康だと思う」と回答した市民の割合	62.5% (平成 22 年度)	70.0%
自主的な健康づくりに取り組んでいる市民の割合【%】	「自らが自主的に健康づくりのための活動に取り組んでいる」と回答した市民の割合	—	↑
年1回は健診を受診している市民の割合【%】	「年1回は健康診査を受診している」と回答した市民の割合	—	↑



<ウォーキング教室参加者の様子>



<乳児健康診査>

施策8 さらに充実した医療体制を構築する

<14>

目指すべき姿

すべての市民が住み慣れた地域の中で、それぞれの疾病やケガの状況に応じ、いつでも安心して適切な医療サービスを受け続けることができるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 日本では、近年、医師の都市部への偏在が進んだ結果、地方部における医師不足が顕在化し、地方の医療体制の維持に大きな障害が発生しています。
- ◆ 現在、倉吉市には病院9施設、一般診療所57施設、歯科診療所26施設、施術所25施設の合計117施設の医療機関が立地しています。また、病床数は、一般939床、療養型227床、精神278床、感染4床の合計1,448床となっています。
- ◆ 市民意識調査において、市内の医療機関やそのサービスに満足していると答えた市民の割合は、平成19年度が69.8%であったのに対し、平成22年度では78.5%と8.7ポイント増加しています。一方、「かかりつけ医」を持っていると答えた市民の割合は、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- ◆ 高齢化の進行に伴い、より一層重要性が高まると考えられる医療サービスの質・量を今後も引き続き、適切に確保していくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの疾病やケガの状況に応じ、的確な医療サービスを利用するよう促すことが求められています。



今後の取組方針

取組方針	主な内容
医療体制の充実	市民がそれぞれの疾病やケガの状況に応じて、適切な医療サービスを受けられるよう、地域医療体制を適切に維持します。
救急医療体制の充実	市民が夜間や休日に急に体の具合が悪くなった時、適切な診療を受けられるよう、医師会や鳥取中部ふるさと広域連合 ^{注)} との連携のもと、夜間診療や休日診療を行っている医療機関に対し、医師の充実などを働きかけます。
医療情報の提供充実	市民が適切な医療機関や医療サービスを選択できるよう、地域の医療に関する情報提供を充実させます。
市民意識の向上	市民が自らの健康管理の一環としてかかりつけ医を持ったり、適切な医療サービスを選択できるよう、各種講座などを通じた意識の啓発を進めます。

注) 鳥取中部ふるさと広域連合

1市4町からなる県中部地域の住民福祉の向上を目指し、平成10年4月に発足した特別地方公共団体。現在、ごみ処理やし尿処理、消防のほか、税金の滞納整理、介護保険及び障がい者自立支援などに関わる事務処理を実施。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成27年)
適切な時に適切な医療を受けられ、医療機関やそのサービスに満足している市民の割合【%】	「適切な時に適切な医療が受けられ、医療機関やそのサービスに満足している」と回答した市民の割合	—	↑
身近に必要な医療サービスが受けられている市民の割合【%】	「身近な場所で必要な時に適切な医療サービスが受けられている」と回答した市民の割合	—	↑
かかりつけ医を持っている市民の割合【%】	「日頃から利用している“かかりつけ医”を持っている」と回答した市民の割合	67.2% (平成22年度)	70.0%

2-4 お互いを認め、尊重し合えるまちをつくる

施策9 だれもが認め合い、理解し合い、協力し合える人権尊重のまちづくりを進める 〈15〉

目指すべき姿

あらゆる差別や人権侵害がなく、市民一人ひとりが、お互いの個性や人格をしっかりと認め合い、理解し、家庭や地域職場、学校など生活のあらゆる場面で協力でき、個性と能力が発揮できるまちとなっています。

現状と課題

- ◆ 倉吉市では、平成 22 年度に策定した「第 4 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、あらゆる差別の解消に向けた取組を進めているものの、依然として悪質な投書や落書き、インターネット上の悪質な掲載など人の心を傷つける事象があとを絶たない状況にあります。
- ◆ 市民意識調査によると、「身の回りで人権侵害を受けたことがある」と回答した市民の割合は、平成 17 年度の 36.3%から平成 22 年度には 33.4%と若干減少していますが、近年は、児童虐待や家庭内暴力、高齢者虐待、個人情報の侵害など、新たな人権問題が顕在化しています。
- ◆ 現在、倉吉市では、平成 22 年度に策定した「第 4 次くらし男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、総合的な取組を進めています。
- ◆ 市民意識調査では、「男女の役割分担について固定的な観念を持っていない」と回答した市民の割合が、平成 17 年度の 74.6%から平成 22 年度の 77.5%に若干増加しています。一方、「身近な社会における男女の機会均等が図られている」と考える市民の割合は、平成 17 年度の 39.5%から平成 22 年度の 45.6%に増加しています。
- ◆ 平成 22 年実施の「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、分野別の男女の平等感について、「男性の方が優遇されている」と答えた人は「社会通念や習慣、しきたり」で 72.3%、「政治や行政の施策・政策決定の場」で 57.0%、「職場」で 51.3%、「家庭生活」で 49.4%など、さまざまな分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高く、女性の社会参画は必ずしも十分には進んでいません。
- ◆ 今後も引き続き、市民一人ひとりが、それぞれの個性や人格を認め合い、生活のあらゆる場面で偏見や差別をなくし、お互いの人権を尊重しながら、みんなが協力して暮らしやすい地域社会づくりに取り組む必要があります。また、あらゆる分野において、性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。



〈人権ワッペン〉

今後の取組方針

取組方針	主な内容
人権啓発の推進	市民一人ひとりの行動や人権意識の高揚に努め、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を図るため、倉吉市同和教育研究会などの同和教育推進組織・団体や企業と連携し、総合的かつ計画的な啓発活動を進めます。
人権同和教育の推進	就学前、学校、家庭、地域、職場を通して、あらゆる年代層に対して人権意識を高める人権同和教育を進めます。
男女共同参画意識の醸成	すべての市民が男女共同参画意識を持つよう、各種の媒体やあらゆる機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の是正や個々の能力開発に向けた情報発信、学習機会の提供に努めます。
さまざまな場面における男女共同参画の促進	家庭や地域、職場など市民生活に関するさまざまな場面で、男女共同参画社会が実現するよう、性別を問わず多様な活動に参画することを促したり、社会活動における男女の機会均等を促すなど、関係機関と連携しながら、普及啓発や各種環境の整備を進めます。
男女共同参画の施策推進体制づくり	「第4次くらしよ男女共同参画プラン」に基づく諸施策を円滑に推進するため、関係団体、事業所、行政などの関係機関の連携・協力体制を強化します。
人権侵害を受けた人々の救済	人権を侵害された市民がさまざまな問題を、より気軽に相談できるよう、相談窓口を設置し、相談者への支援に取り組みます。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成27年)
身の回りで人権侵害を受けたことがある市民の割合【%】	「過去1年間に身近なことで、自分自身の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した市民の割合	33.4% (平成22年度)	10.0%
人権同和教育に対する市民1人当たりの参加回数【回/人】	市民1人当たりの部落解放市集会や同和教育町内学習会などの研修会に参加した回数	0.3回/人 (平成21年度)	0.4回/人
人権が守られていると考える市民の割合【%】	「日常的に自分自身や家族の人権が適切に守られていると思う」と回答した市民の割合	—	↑
市の審議会における女性委員の割合【%】	同左	21.7% (平成22年度)	40.0%
男女の機会均等が図られていると考える市民の割合【%】	「身近な社会における男女の機会均等が図られている」と回答した市民の割合	45.6% (平成22年度)	50.0%

